

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	相模原市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

相模原市長

## 公表日

令和6年11月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日を定め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)の規定による予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うもの。</p> <p>本業務では、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、番号法別表(第9条関係)の14の項に基づき予防接種法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、別表の126の項に基づき特措法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いる。</p> <p>具体的には、以上の事務のうち番号法の規定に従い、予防接種に関する記録に関する情報(実施年月日、予防接種の種類)の情報連携に際し、システムにおいて特定個人情報を取り扱う。 なお、自己負担の実費徴収、健康被害救済給付に係る事務は紙の書類及び目視で行い、データファイルでの保存はしない。</p>
③システムの名称	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表の14項及び126項、第19条第6号(委託先への提供) 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表25、26、153及び154の項 [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表25、26、27、28、29、153及び154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	疾病対策課長 DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		



変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 市長公室 総合政策部 DX推進課	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課 市長公室 DX推進課	事後	重要項目に当たらない(部署名の変更のため)
令和4年5月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	重要項目に当たらない(時点修正のため)
令和4年5月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要項目に当たらない(時点修正のため)
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	記載なし	コンビニにおいて予防接種証明書の交付を行う場合、画が用意する証明書交付センターシステムを併用してワクチン記録システム(VRS)内の情報を取得し交付を行う。	事後	コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある緊急性があったため、事後評価を実施
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、証明書交付センターシステム	事後	コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある緊急性があったため、事後評価を実施
令和3年3月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある緊急性があったため、事後評価を実施
令和3年3月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	コンビニ交付に係る体制を早急に構築する必要がある緊急性があったため、事後評価を実施
令和3年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課	健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課	事後	重要項目に当たらない(部署名の変更のため)
令和3年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種推進課長	コロナウイルス対策課長	事後	重要項目に当たらない(部署名の変更のため)
令和3年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	新型コロナウイルスワクチンに関すること 相模原市健康福祉局 保健衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種推進課	新型コロナウイルスワクチンに関すること 相模原市健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課	事後	重要項目に当たらない(部署名の変更のため)
令和3年6月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	制度概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日を含め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)以下「特措法」という。第4条第3項の規定により採行が適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務をそれぞれ行うもの。 (中略) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下、「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、ワクチン記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供や接種者からの申請に基づき予防接種証明書の交付を行う。 コンビニにおいて予防接種証明書の交付を行う場合、画が用意する証明書交付センターシステムを併用してワクチン記録システム(VRS)内の情報を取得し交付を行う。	制度概要 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、期日を含め予防接種を行うとともに、接種記録の管理・報告、費用徴収等の事務、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)以下「特措法」という。の規定による予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うもの。 (中略) また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、ワクチン記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種記録等の登録、管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供や接種者からの申請に基づき予防接種証明書の交付を行う。 コンビニにおいて予防接種証明書の交付を行う場合、画が用意する証明書交付センターシステムを併用してワクチン記録システム(VRS)内の情報を取得し交付を行う。	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、証明書交付センターシステム	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	I 関連情報 8. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のため)、第18条第6号(委託先への提供)	番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2第19条第6号(委託先への提供)	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 健康福祉局 保健衛生部 コロナウイルス対策課 市長公室 DX推進課	健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 市長公室 DX推進課	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病対策課長 コロナウイルス対策課長 DX推進課長	疾病対策課長 DX推進課長	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 疾病対策課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8346	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年6月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種(以下「新型コロナウイルス予防接種」という)については、別に、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種記録等の登録、管理や接種者からの申請に基づく予防接種証明書の交付を行う。	削除	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	予防接種システム(保健システム)、共通基盤システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	I 関連情報 8. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表第1の10項、93の2第19条第6号(委託先への提供)	番号法 第9条第1項、別表の14項及び126項、第18条第6号(委託先への提供) 番号法別表の15第5号で定める事務を定める命令、第18条第6号	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	I 関連情報 8. 個人番号の利用 法令上の根拠	「情報提供の根拠」 ・番号法第19条第7号 別表第2の16の22項、16の33項、115の2項 (情報照会) ・番号法第18条第8号 別表第2の16の22項、17、18、19、及び115の22項	「情報提供の根拠」 番号法第19条第5号に基づく主務令 第2条の表25、26、153及び154の項 (情報照会) 番号法第18条第8号に基づく主務令 第2条の表25、26、27、28、153及び154の項	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	30万人以上	10万人以上30万人未満	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	III しいき値判断結果 しいき値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	IV リスク対策 8. 人の手を介さざる作業		様式変更に伴う項目の追加	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	IV リスク対策 9. 監査 10. 従業員に対する教育・啓発		様式変更に伴う項善の変更(内容に関する修正はなし)	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)
令和3年11月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いとされる対策		様式変更に伴う項目の追加	事後	重要項目に当たらない(特定個人情報の取扱いに影響しない)